

化粧品等の使用上の注意改訂のお知らせ

平素より弊社製品をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

平成26年5月30日付で厚生労働省医薬食品局長より「化粧品等の使用上の注意について」および日本化粧品工業連合会より「化粧品の使用上の注意事項の表示自主基準の一部改正について」が発出されたことに伴い、弊社取り扱いの皮ふに適用する薬用化粧品および化粧品の使用上の注意の一部を下記の通り改訂いたします。

つきましては、今後のご使用に際して、ご参照いただくとともに、ご不明な点がございましたら、弊社まで、お問合せ下さいますようお願い申し上げます。なお、改訂された製品がお手元に届くまでには、流通在庫の関係からお時間を要する場合もございますのでご了承ください。

皮ふに適用する薬用化粧品および化粧品の使用上の注意の一部改訂（下線部）

1. 容器又は外箱に表示する注意事項を下記のとおり改訂する

改訂後

A. 表示する注意事項	化粧品の範囲
(1) - 1 <u>お肌に異常が生じていないかよく注意して使用し、</u> お肌に合わないときは、ご使用をおやめください。	皮膚に適用する化粧品 (頭皮用化粧品類、洗顔料含む)
(1) - 2 お肌に合わないときはご使用をおやめください。	シャンプー、リンス、ボディシャンプー
(2) 唇に異常があらわれたときには、ご使用をおやめください。	リップクリーム

改訂前

(1) 肌に合わないときは、ご使用をおやめください。

2. 添付文書等に表示する注意事項を下記のとおり改訂する

改訂後

表示する注意事項	化粧品の範囲
<p>1-1</p> <p>化粧品がお肌に合わないときすなわち次のような場合には、使用を中止してください。そのまま化粧品類の使用を続けますと、症状を悪化させることがありますので、皮膚科専門医にご相談されることをおすすめします。</p> <p>●使用中、赤み、はれ、かゆみ、刺激、<u>色抜け（白斑等）</u>や黒ずみ等の異常があらわれた場合</p> <p>●使用したお肌に、直射日光があたって上記のような異常があらわれた場合</p>	<p>皮膚に適用する化粧品 (頭皮用化粧品類、洗顔料含む)</p>
<p>1-2</p> <p>化粧品がお肌に合わないときすなわち次のような場合には、使用を中止してください。そのまま化粧品類の使用を続けますと、症状を悪化させることがありますので、皮膚科専門医にご相談されることをおすすめします。</p> <p>●使用中、赤み、はれ、かゆみ、刺激等の異常があらわれた場合</p> <p>●使用したお肌に、直射日光があたって上記のような異常があらわれた場合</p>	<p>シャンプー、リンス、ボディシャンプー、リップクリーム</p>
<p>2. 傷やはれもの、しっしん等、異常のある部位にはお使いにならないでください。</p>	<p>皮膚に適用する化粧品 (頭皮用化粧品類、洗髪用化粧品類(シャンプー、リンス、トリートメント等)、リップクリームを含む)</p>
<p>3.</p> <p>(1) 目に入ったときは、直ちに洗い流してください。</p> <p>(2) 目の周囲を避けてお使いください。</p> <p>(3) 直射日光のあたるお肌につけますと、まれにかぶれたり、シミになることがありますので、ご注意ください。</p>	<p>シャンプー、リンス</p>

改訂前

1. 化粧品がお肌に合わないとき即ち次のような場合には、使用を中止してください。そのまま化粧品類の使用を続けますと、症状を悪化させることがありますので、皮膚科専門医等にご相談されることをおすすめします。

(1) 使用中、赤味、はれ、かゆみ、刺激等の異常があらわれた場合

(2) 使用したお肌に、直射日光があたって上記のような異常があらわれた場合

以上